

岩内町地域公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第 1 条 岩内町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の素案作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、北海道岩内郡岩内町字清住 2 5 8 番地岩内町役場内に置く。

（事業）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 連携計画の素案作成の協議に関すること
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第 4 条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 岩内町長が指名する岩内町職員
  - (2) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者
  - (3) 北海道後志総合振興局長が指名する者
  - (4) 関係する道路管理者が指名する者
  - (5) 岩内警察署長が指名する者
  - (6) 町内に事業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (7) 町内に事業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者
  - (8) 地域住民又は利用者の代表
  - (9) その他協議会が必要と認める者
- 2 前項の委員の任期は 2 年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 会長は、岩内町副町長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会長が指名するものをもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長不在のとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計監査を行い、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。

6 会議は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は、岩内町のホームページ等を利用して公表する。

7 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、岩内町企画経済部企画産業課（企画・原子力発電所担当）に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年2月25日から施行する。

## 岩内町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、岩内町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、岩内町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （予算）

第2条 協議会の予算は、岩内町の負担金、他の団体等の補助金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業にかかる経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

### （予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

### （予算区分）

第4条 歳入、歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

### （予算の流用等）

第5条 会長は支出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

### （出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

### （協議会出納員）

第7条 会長は、事務局員に出納員を命じ、会計事務を命ずることができる。

2 協議会出納員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手續について適正に処理しなければならない。

(予算の執行)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手續は、岩内町の例により出納員が行う。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第6条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年2月25日から施行する。

歳入予算の款、項、目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

歳出予算の款、項、目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 岩内町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、岩内町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条第4項の規定に基づき、岩内町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の資料作成に関する事項
- (3) 協議会の庶務に関する事項
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

### （職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長及び事務局員は、岩内町の職員をもって充てる。

### （専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事
- (3) 物品及び現金の出納に関する事
- (4) その他簡易な事項に関する事

### （文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理、編集、保存その他文書に関し必要な事項は、岩内町において定められている文書の取扱いの例によるものとする。

### （公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、岩内町において定められている公印の取扱いの例によるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年2月25日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	寸法 (mm)	用 途	個 数	管理者
岩内町地域公共交通活性化協議会会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           岩内町地域            公共交通            活性化            協議会            之            印         </div>	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長